

江戸川区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

江戸川区子ども医療費助成条例（平成五年十月江戸川区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「（児童にあつては、入院に係るものに限る。）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後における医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療費に係る費用の助成については、なお従前の例による。

（説明）

子どもの医療費のうち、通院費を助成の対象として拡大する必要があるので本案を提出いたします。